

# 資料紹介 韓国教育改革委員会報告

## 「新教育体制樹立のための教育改革方案」

丹羽 孝

### 1. 解題

ここに紹介する資料は、1996年4月付で公開された、韓国の教育改革委員会の報告書の一つである。韓国の教育政策は1990年代を、1987年末に策定された大統領直轄の教育改革審議会の答申のラインに沿って動いてきた。そして、1990年代の前半以降21世紀を展望した教育改革の世界的な動向に対応して、韓国政府は新たに1995年初頭に大統領直屬委員会として「教育改革委員会 Presidential Commission on Education Reform」(委員長김중서)を設置し、政府の強力なイニシアチブのもとでの教育改革の推進に着手した。

この委員会は日本でいえば臨時教育審議会に相当する位置づけられるもので、この報告書の副題として添えられている「世界化・情報化時代を主導する新教育体制樹立のための教育改革案」という言葉は、まさにこの報告書の性格を明確に示しているといえよう。

また、韓国は1996年10月に実現したOECD加盟のための条件整備の一つとして、OECD教育査察団による勧告(1998.6: Review on The Educational Refom in Korea; OECD)への早急な対応を要請されていたという背景もあって、現在もこの教育改革案に基づく教育改革が進行中である。そうした意味においても本改革案は現在もなお、21世紀対備のための韓国教育政策の基本方向を示している物なのである。

本報告書の基本的な特徴について川野辺敏教授(常葉学園大学)は、次のように述べている。

「この改革案の基本的な発想は急速な社会の変化(特に「知識・情報化社会」「世界化」)に対応し、教育を再構築することであり、具体的には生涯学習の基盤の整備、初等・中等教育の自主的運営の強化、個性や創造性の涵養を目指すカリキュラム、大学の多様化と入試制度の改革などとなっている。一見わが国の臨教審の内容と類似しているかに見えるが、この国の教育にかける情熱がうかがえる改革案であることは確かである。」(「内外教育」、1996.1.5、P11)

ここで指摘されている本改革案の特徴は、基本的には日本を含めた世界各国の教育改革の当面課題と共通する部分がたくさんある。例えば、そこで使用されているキーワードのいくつかを挙げるならば、学校運営委員会、単位銀行制度、道・市レベルの教育行政の規制緩和、生涯学習体制の創造的発展、大学入試制度の改革、大学評価制度問題、教育の質の向上および幼児教育の公教育化等を示すことができる。日本の中央教育審議会答申に見られるような「新学力観」問題こそ含まれていないが、多くは日本とも共通の問題を含んでいることは明らかである

これまで、先に挙げた川野辺氏以外に、同じく内外教育紙上において中村学園大学の松尾智則

教授の概要報告はあっても、詳細な紹介は未だなされていない。しかし、今般のOECDレビューにおいても、基本的にはこの教育改革案が素材とされていることがわかったという事もあり、その概要を訳出し、紹介するものである。

## 2. 対象資料

資料名：1995.3.31提出 第2次大統領報告書（1996/4公刊）

「世界化・情報化時代を主導する新教育体制樹立のための教育改革方案」

大統領諮問教育改革委員会著、大韓教科書株式会社

原文：「새교육체제 수립을 위한 교육개혁 방안」

대통령자문 교육개혁위원회

本報告書は、六つの章及び特別報告によって構成されている。その内容は以下の如くである。

- I. 新教育体制構想の背景
- II. 新教育体制のビジョンと目標
- III. 新教育体制樹立のための教育改革方案
- IV. 下半期推進課題
- V. 教育改革推進方法
- VI. 教育改革の効果

<別途報告>

教育改革案と過熱課外の解消

この全体はB-5判107ページの量があり、翻訳すればおよそ400字詰め原稿用紙300枚以上の量になる。そこで本稿では特に本報告の中心部分であるI-IIIを収録することとした。

## 3. 新教育体制樹立のための教育改革方案

目次

- I. 新教育体制構成の背景
  - 1. 文明史的視角
  - 2. 韓国教育の懸案問題
  - 3. 解決策としての新教育体制
- II. 新教育体制のビジョンと目標
  - 1. 新教育体制のビジョン (Vision) と特徴
  - 2. 新教育体制の目標

### 3.新教育体制樹立のための教育改革の推進原則

## Ⅲ. 新教育体制樹立のための教育改革方案

- 1.開放教育社会、平生学習社会基盤構築
- 2.大学の多様化と特性化
- 3.初・中等教育の自律的運営のための「学校共同体」構築
- 4.人格及び創造性を高揚する教育課程
- 5.国民の苦痛を軽減する大学入学制度
- 6.学習者の多様な個性を尊重する初・中等教育運営
- 7.教育供給者に対する評価及び支援体制構築
- 8.品位ある有能な教員育成
- 9.教育財政GNP 5%確保（1998年まで）

## Ⅳ. 下半期推進課題

- 1.地方教育自治制度改善
- 2.私学の自立と責任の向上
- 3.教育法整備及び教育行政体制改編
- 4.情報化時代にあった職業・技術教育体制構築
- 5.学制の多様化

## Ⅴ. 教育改革推進方法

- 1.推進方向
- 2.教育改革推進・評価体制
- 3.教育改革推進日程

## Ⅵ. 教育改革の効果

- 1.学生・学父母に何がよいのか？
- 2.教員に何がよいのか？
- 3.学校はどの様になるのか？
- 4.産業界には何がよいのか？
- 5.政府はどの様になるのか？
- 6.社会はどの様になるのか？

### <別途報告>

教育改革方案と過熱課外解消

## I. 新教育体制構想の背景

### 1. 文明史的視角

カ. 文明の大転換

## 知識・情報社会

最近我々の前に近づいてきた変化は、20世紀から21世紀に越えていく単純な世紀的变化ではない。この変化は文明史的变化である。我々が今まで経験してきた文明は産業文明であった。農耕文明に続いて出てきた産業文明の挑戦に、我々が適切に対応できなくて、歴史の失敗者となった苦い経験を我々は持っている。今徐々にその姿を現し始めている新しい文明は‘情報化社会’、‘知識社会’という言葉で表現されている。我々が今から腰紐を締めて対処しなければならないことは、まさしくこの新しい形態の文明である。

## 世界化

未来社会の変化を予告しているもう一つの重要な特徴は、世界化時代が到来しているという事である。今地球は一つの至近の村落へ変貌している。情報通信と交通の先端技術は、いままであまりに遠く離れていた空間を短時間のうちに着くことができるように縮小させた。それだけではなく、理念障壁の崩壊とともに、全世界は今経済に関して一つの国境のない世界となっている。世界化戦略はこのような歴史的な大転換に対応して設計された国家生存戦略であり発展戦略である。このような文明化時代の挑戦に対して適合した対応策を準備しないならば、我々は歴史の落伍者となる他はないのである。

## 産業化と新教育制度

歴史の大転換期に、適切な新しい教育体制を構築するものが、歴史の先頭走者となっている事実を過去の歴史から我々は学んだ。特に今までの産業化の黎明期にフランスのナポレオンは「グランエコール」(Grandes Ecoles)を初め、新しい教育制度を草案して、ドイツは新しい産業社会にあわせた人力を形成するために、伝統的な「大学」(Universitat)とは別途の新しい形態の職業・技術高等教育体制である「ホッホシューレ」(Hochschule)を創出して、アメリカは州立大学制度を創案して西欧産業社会の主力となったことを、我々は良く知っている。

## 新韓国と教育改革

最近世界各国は互いに前を争って新しい教育革命の道を探している。大胆な教育改革、いや教育改革なしに我々が新しい文明の中心圏に立つことはできない。世界の中心国家を指向する新韓国の創造はまさしく教育革命から始められなければならない。なぜならば、教育はまさに新しい文明の原動力で、新しい情報、新しい科学技術、新しい文化の創造を担当する人間を育てる聖業であるからである。さらに進んで、教育はそれ自体国民の「生の質」を高める核心的な要素なのである。

## ナ．情報化

### 情報化社会の特徴と教育

情報化社会、知識社会は情報と知識が社会を動かす原動力となる社会である。従って、新しい科学技術、新しい知識、新しい文化の想像力こそ近づいた未来社会において、とても決定的な要素とならないはずがない。一つの社会と国家の力と富、個人の生活の水準は技術、情報、知識、文化等知的資産の水準によって決定される。この様な知的資産は、本質的に国民の学習能力と創造力に依存している。そして、この様な国民の知的能力を開発する事は、正しく教育なのである。未来文明のための最善の準備は、まさに教育の枠をきちんとたてることである。教育をきちんとしないで、国をきちんとできないということは古今東西の自明の真理である。ずっと昔のギリシャの哲人プラトンが書いた「国家論」の核心も、教育にあったことはわれわれの良く知っているところである。

### 情報化と教育機会拡大

反面、人類の歴史は情報と知識の深さと幅の拡大過程だと見なすことができる。これによって、人類の歴史の展開とともに社会構成員の教育の幅と深さも拡大されてきた。少数だけが専門的な教育を受けていた時代から、漸次多数に教育機会が拡大されて、その深さもさらに進化してきた。国民すべてが共通に受ける基本教育が歴史の展開とともに、さらに拡大されてきた。また、教育は今、国民が享有する権利であると同時に生き方の質を高める福祉の一つである。

### 先端工学技術導入の切実性

歴史的に見たとき、近代産業社会では情報手段の一つである印刷技術を教育に早くから導入した国が世界史の主役となって、科学技術が早く発達した中世の国家がこれを最大限活用しないで失敗した事例もあった。最先端情報工学は、情報化時代の寵児である。情報化時代の先駆者となるために、なによりも切実なことは、正しく最先端情報技術を教育に導入することである。そうすることで、われわれは今までの教育と教育方法を革命的に変化させることができるのである。誰が最初に情報化に試行するかによって、未来文明の主導権が決まるのである。

### 情報化社会の教育的意味

この様な観点から見ると、情報化時代の到来は、次の数種類の教育的意味を内包しているのである。

- 第1、情報・知識の量が急増するに連れて、国民共通基本教育年限の状況調整が要請されている。
- 第2、生を営為するための成業に必要な技術と情報と知識を教えて、学ぶ「職業教育」が現在の中等教育水準から高等教育水準まで上向きに調整される必要がある。
- 第3、情報と知識の変化が急速な情報化社会では、成人の再教育が生きる上で必須的な課題である。従って、継続教育、平生教育は情報化社会と同伴関係にある。
- 第4、先端マルチメディア情報通信技術が教育に導入されることで、伝統的な教育制度運用、教

育内容と教育方法等に革命的な変化が招来される。

#### 国民共通基本教育と職業教育の上向趨勢

国民共通基本教育と職業教育の上向調整は人間の自尊意識の拡大と新しい産業技術の出現と軌を同じくしている。この様な現象は今日、色々な先進国ではっきりと示されている新しい時代的趨勢でもある。

#### 先端情報通信技術と開放教育

情報と知識の生産と消滅が急速に起こっている情報化社会では、新しい情報と知識を絶えず再充電しないで、未だ一度受けた教育だけで絶対に成功的な人生を送ることはできない。従って、既成人のための再教育は切実な要求事項とならないはずがない。これを解決するためには何時、どこでも教育への接近道路が開かれていなければならない。教育の制度的装置がその様にされて、なによりも先端情報通信技術を動員する、新しい次元の教育の指標が開放されなければならない。既に一部先進国では、人工衛星等を活用した遠隔教育として新しい次元の開放教育体制を構築している。

例：カナダのOLA (Open Learning Agency), 豪州のOTEN (Open Training and Education Network), アメリカのNTU (National Technological University)

#### 伝統的教育概念の変化

この様な先端情報化技術革命は、教師の役割、勉強する場所としての教室の概念、教育方法、教育課程等、いままでの学校教育体制にとんでもない変化を呼び込んだ。新しいマルチメディア先端情報通信技術はなによりも、教育における時間と空間に対する伝統的な概念を完全に変えてしまったのである。例えば、学生が希望する時間に学校又は家で名講義を見て、聞いて、一人で学習できるようになっている。教育におけるこの様な変化は、その間の教育から除外された地域と階層の人たちに良質の教育プログラムを提供することで、教育機会均等の実現に大きく寄与できるのである。

#### タ．世界化

##### 世界化時代の到来と教育

先端情報通信技術と交通の発達、そして「イデオロギー」は障壁の崩壊を経て、全世界は今や一つの生活圈へと変化した。現在経済に関する国境がなくなった時代となっている。そうして、世界的広域単位の共同体であるEU、NAFTA等が出帆していて、1995年には国境のない世界経済体制であるWTOが出現した。これからは国境という保護膜の中に安住して形成された今までの発想、制度的枠と慣行を持っては、そのまま生きていくことが難しい新しい時代が我々の

前に近づいている。

世界化時代の教育的意味：この様な世界化時代の到来は、次の数種類の教育的意味を内包している。

第一、世界化時代に適切に対応するために、我々の教育は世界水準の質的跳躍を達成しなければならない。

第二、世界化時代に我々の次を無くさないようにして、色々な国と調和して生きるためには、まず我々の固有の伝統文化に対する教育的関心と努力が強化されなければならない。

第三、世界市民の観点から考えて行動できる開かれた心と、文化意識を持つようにするだけでなく、国際的意思疎通能力を身につけるようにしなければならない。

第四、中央から地方に権限の委任を通じて教育における自立と分権の原理を実践するようにする。

世界水準の質高い教育：世界的水準の教育のために、我々の初・中等教育は断片的知識の暗記依主教育から創造力培養中心教育に転換しなければならない。そして、大学は今までの既存知識や外来知識の伝習場から自然科学技術と学問、文化創造の産室に転換されなければならない。

特殊性と普遍性の調和：世界化はわれわれ自身のことを放り出して、外来のものを無条件に受け入れて、それに吸収同化されることを決して意味していない。誇りを持って自分固有のものを世界に普遍化して世界的水準をつくって、同時に馴染みのない外国文化を広い心で受け入れて自分のものに消化しなければならない。従って、正しい世界化は特殊性の中で普遍性を伸張して、普遍性の中で特殊性を生かしていくことで成り立つだろう。この様な点から、学校教育と社会教育は我々固有の伝統文化にたいしてより高い関心を持つようにしなければならないのである。

世界化教育：世界化時代に我々に要求されていることは、世界市民としての指導力を身につけることである。また、世界の色々な民族ととても平和に生きていくのに必要な平和教育が要求されている。そして、全国民が少なくとも一つの外国語が駆使できるよう、外国語教育が強化されなければならない。先進国だけでなく開発途上国の社会・文化に対する理解を援助するよう、国際理解教育がより活性化されなければならない。

地方化と教育：反面「考えは世界的に、行動は地域的次元で (Think globally, act locally)」という言葉が示唆するように、地方化は世界化と共に未来社会の主要な特徴の一つである。これは、集中・統制から分散・自立の拡大へ、画一化から多様化への趨勢と軌を同じくしている。地方化時代では、地方自治団体が財政を含んだ初・中等教育諸般の事項について責任を持つことが理想的である。まさにこの様な教育の地方化という視角から教育自治が新しい姿に変化しなければな

らない。地方教育自治は教育の地域的特殊性の実現と共に、単位学校の自立性を拡大する方向への変化が模索されなければならない。

## 2. 韓国教育の懸案問題

### カ. 韓国教育の成果

国家発展の原動力としての教育：この間韓国教育は量的な面で世界でその類例を見ないほどの力の程度に急速に膨張してきた。初・中等教育は普遍化されて、高等教育もすでに大衆教育の段階に来て普遍化の水準にいたっている。量的側面からみるならば、我々の教育は世界の頂上圏に登ってきた。これはなによりも我々国民の熱い教育熱の結果である。天然資源が貧弱な我々の国がこれだけの経済発展を成り立たせることができたのは、教育を受けた人的資源が豊富だったためだと評価されている。また、全国民の教育水準の向上はわが国の民主化を促進するときにも寄与してきた。この様にわが国の教育が国家発展の原動力となってきた事実は、今や全世界が認めていて、多くの開発途上国は国家発展のモデルをわが国に求めている。

### ナ. 韓国教育の懸案問題

韓国教育はこのままでは駄目だ：しかし、今までの産業化に寄与してきた我々の量的成長中心の教育だけでもって、高度の創造力と高い品格を持った人間を要求する未来情報化・世界化時代に、世界中心国家として懸命に努力する新しい国民を育てていくことはできない。だとすればなにが問題なのか？一つには「暗記主義入試教育」が問題である。校門を出る毎に忘れるしかない断片的知識だけを暗記する、現実から遊離した教育が問題である。韓国のように教育熱が高い国がなく、韓国の学生たちのように勉強に苦しむ国もないけれど、仕事場では‘不良品’人力として判定を受けることが、わが教育の実情である。要は我々の教育は現実の中で呼吸する生きた教育になっていないということである。

入試地獄の中に埋もれている創造性：学生たちは学父母の期待に応えるために、「入試地獄」の中に生きているといっても過言ではない。その上実際には選択の余地なく履修する科目が他のどの国よりも多い。この様な状況で、学生各自の個性を生かして創造的思考を培養することはとても難しい。

周辺的事物と人間の生について好奇心と質問で充満していた子どもたちは、一つの正答だけを要求する「客観式」試験準備のために画一的・一般的講義中心の授業の中で、自発的な探求活動と質問が抑制されている。この様な状況の中で、学生たちの多様な能力と着想を開発して創造性を伸張させる教育をするようにすることは、贅沢な注文ではない。この様な教育体制に長くどまればとどまるほど、創造性と思考力が低下することは明らかである。この様な教育体制をそのままにして、ニュートンのような科学者、ピカソのような芸術家、エジソンのような発明家、ピ



ルゲイツのようなコンピューター天才が誕生するのを期待することは縁木求魚の如しである。

「高価な学校教育」と過重な私教育費：我々の経済と社会はこれまでの30余年間ウサギのように跳ねてきたが、国家発展の原動力である教育は累積した過小投資で古木のようになった。世界各国が人工衛星と先端技術を活用して、21世紀教育をしている今、我々は白墨と黒板に依存する19世紀教育をしている。学校教育のために投資された教育財政が貧弱で、我々の学校と教育施設は前近代的水準にとどまっている。一言でいえば、韓国の経済水準は今日世界の第12位圏に肉薄しているが、教育条件は恥ずかしくも世界最下位圏に留まっている。

この様に、学校教育が不実化している現実の中で、我々の学父母は過重な私教育費で苦痛を受けている。国民が半年に支出する私教育費の規模は継続増加している。最近の調査によれば、私教育費規模は公教育費の規模をはるかに凌駕している。

\*1994年教育予算は11兆5,595億ウォンで、GNPの約3.8%、1994年私教育費総額は17兆4.640億ウォンで、GNP約5.8%規模だった。

画一的規制中心の教育行政：またわが教育は硬直した規制に束ねられて画一的に運営されている。その結果、学校の自立性は極度に除外されて、多様な教育プログラムを学生たちに提供できないために、学生たちの多様な資質と創造性が最大に培養される条件が準備されていない。結局、教育供給者便宜中心の硬直した教育だけが学校に存在して、画一化した教科書依主の安易な暗記教育だけが生き残っている。

入試中心教育で道徳教育の喪失：入試中心教育の病弊は大学教育に対する過剰要求にその根源がある。大学に行こうとする人たちが大学収容能力を超過することで生まれる大学病弊現象は大学入試競争をおだてることで、初・中等教育全体を非正常化させている。教育の課程で生まれる教えられる喜びと学ぶ楽しさは徹底して無視されている。試験点数で表現される結果を高めて、学生は熾烈な競争に没頭している。人性・道徳教育の欠落はまさにこの様な入試中心教育の副産物である。暗記主義教育の中で、格調高い人格を開発して、正しく美しく生きる実践中心の道徳教育は立場を持っていない。

世界最高の教育熱：幸いなのは世界最高の我々の教育熱である。この熱い教育熱を創造のエネルギーに連結させるためには、新しい教育の水路をつくらなければならない。こうして我々が生み出す才能と潜在能力を良く開発するならば、世界舞台の主翼として登場できる可能性がどれだけかはある。わが国で専門教育を受けないけれど、世界舞台で留まって活躍する韓国人芸術家と科学者が多い事実は、これを立証している。

### 3. 解決策としての新教育体制

現在の教育の制度的枠を持っていては、新しい文明の挑戦に効果的に対応するのが難しいだけでなく、今日韓国人が経験している各種教育苦痛を解決することはできない新しい教育の枠、新しい教育の水路に対する切実な要求がある。この様な歴史的挑戦に対する新しい応答として、新教育体制が構想されている。新教育体制はまさにこの様な二大課題を同時に解くことのできる長・短期的な教育的総合処方である。

世界の中心にそびえる山、新韓国になる最善の道は今日の教育を果敢に手術して、新教育体制に変身させる道である。これが新教育体制構想の基本趣旨である。

## II. 新教育体制のビジョンと目標

### 1. 新教育体制のビジョンと特徴

#### カ. 新教育体制のビジョン

何時でも、誰でも、何処でも希望する教育を受けることができる道が広々と開放された「開放教育社会、生涯学習社会」建設

#### ○開放教育社会 (EDUTOPIA)

- 教育時期の開放：生涯を通じてしたい時には何時でも勉強できる道の開放。
- 教育場所の開放：先端情報通信技術の教育的活用が極大化して教育への通路をどこへでも開放。
- 教育機関間の開放：単位銀行制等によって学校と学校、学校と社会教育機関間の通路が開放。
- 大学教育の開放：学科の壁を低くして最小提供認定単位制の導入で多専攻・複合学問の通路が開放されて、時間制学生、大学編入学の自由な許容による学校の門の開放。
- 中等教育の開放：一般系、実業系と特殊目的高等学校間の転学を易しくして、教育課程が多様化・特性化されて教育プログラムが学習者に多様に開放されること。
- だれにでも開放された教育：障害児、諸島僻地および農漁村学生を含んでだれでも、いつでも、どこでも少ない費用で良質の教育を受けることのできる開放教育体制。

#### ナ. 新教育が志向する人間像

- 共に生活する人間：一緒に生活する人間は高度の合理性を要求する未来社会で豊富な感受性と熱い心を持って、人間と人間、そして人間と自然環境に対する正しい関係の中で本当の生の意味を探ることができると信じて行動する共同体意識が強い道徳的な人間である。
- 賢明な人間：賢明な人間は未来情報化社会の革新である知識・情報と技術を創造して、進行す

るこれらと自然環境との調和のなかで、より便利で安楽な人間生活のために賢く活用できるような創造的な人間である。

- 開放的な人間：開放された人間は生の空間が自分の地方と国を超えて全世界に拡張されていることを直視して、世界の色々な国の人たちと調和して生きていくことのできる世界市民として、同時に国際化・世界化・開放化時代を主導的に変えていくことのできる進取的で堂々とした韓国人である。
- 仕事をする人間：仕事をする人間は仕事自体をとっても貴重なことと感じていて、仕事を通じて自己実現を意図するだけでなく社会の発展にも貢献すると信じる中で、健康な職業倫理を持って自分が信じることに最善を尽くす自立的で生産的な人間である。

## タ．新教育体制の基本特徴

### ○学習者中心教育

教育供給者である学校及び教員と、教育行政機関の便宜中心教育から学習者中心の教育に転換する。教育供給者間に多様な教育プログラムの競争を通じて、教育受容者である学生と学父母の教育選択権を拡大する。

### ○教育の多様化

従来の一画一的で序列化された教育に変えて多様な教育プログラムと特徴化された学校を設置・運営することによって学生の潜在能力、創造力及び人格を涵養するようにする。

### ○自立と責任制に基づいた学校運営

規制と統制中心教育運営に代えて個別学校の自立と責任性中心の教育運営に転換して、学父母及び学校関係者の自発的参加によって学校が効率的に運営される。

### ○自由と平等が調和した教育

全ての人たちが自分たちの潜在能力を最大限に開発できる自由な領域が保証されると同時に、教育的に分離された位置にある人たちにはそれを克服できるような平衡装置が用意されて、教育の容易性が確保される。

### ○教育の情報化

先端メディア情報通信技術を活用して、だれでも時間と空間の制約を受けることなく、希望する教育を受けることができる21世紀型開放教育が実施される。

### ○質高い教育

学校と教員、そして学生に対する客観的で厳正な評価体制と堅実な財政支援、サービス主体の教育行政等の総合的な支援体制を通じて教育の質を向上させる。

## 2．新教育体制の目標

### □開放教育体制

誰でも、何時でも、何処でも希望する教育を受けることができる開放教育体制を構築することによって、全ての国民が自己実現を極大化できる教育福祉国家（EDUTOPIA）を創り上げる。

- 開放教育体制の中で学校を含む全ての教育機関の移動、同一の教育期間内でのプログラム及び専攻間の移動を容易にして、だれでも適性と能力にあった教育を受けることができる。
- 新しい単位銀行制度等制度的装置と先端情報通信技術を活用して家庭、学校、職場が教育的に統合されてだれでも、いつでも、どこでも学習が可能な社会となることである。
- 先端遠隔教育基盤施設拡充等によって、諸島僻地や農漁村地域等相対的に分離された条件に置かれている学習者たちにも均等な教育機会が与えられるようになる。

#### 初・中等教育

学習者の多様な個性を尊重して、人格（道徳性、社会性、情緒等）及び創造性を最大限伸張させる教育体制を整えることで全ての学習者の潜在能力が最大限開発されるようにする。

- 学生が選択できる学校とプログラムが多様になって、個人の学習能力の違いを考慮した教育課程が運営されて、個人の適性と能力に応じて希望する勉強をする。
- 教員は専門性と自律性が伸張され、研究して上手く教えることに専念できるようにして、品位と能力のある教員を優待する。
- 学父母と教職員が自立的に学校運営に参加して、素敵な「私たちの学校」共同体をつくる。
- 古い施設を現代化して、先端通信技術を活用できる学習環境をつくる。
- 各級学校の運営過程と結果を評価して、学校運営の公共性と透明性を明らかにして、教育受容者が教育の質を判断できるようにする。

#### 高等教育

大学運営を自立化して研究条件を世界化して大学モデルを多様化することによって、大学が世界的水準の学問と科学技術創造の産室となって、社会各分野が要求する最適の資質と能力を備えた多様な人材が要請される。

- 大学教育の質的容易性を向上させるために世界水準の先端学習情報センターを設置して、世界水準の研究が可能になるように支援を強化して、大学評価に応じた格差のある差行・財政支援体制を確立する。
- 大学モデルが多様化されて、大学定員及び学事運営が自律化されて、準則主義によって大学が

設立される。

- 大学入学定員選考は原則的に大学自律に委ねられて、国・公立大学はは国家が提示する選考基準及び方法を遵守するようにして、初・中等教育の正常化、加熱課外が緩和されるようにする。
- 全ての大学非進学者と就業者たちに先端情報通信技術を活用して、高等教育水準の職業教育を受けることのできる機会を与える。
- 世界化、情報化専門要員養成のための単設専門大学を設置する。

#### □総合的教育支援体制

教育財政が画期的に拡充されて、各種規制が総合的な評価体制が構築されることで教育の質が大きく向上する。

- 新教育体制構築に必要な教育財政を確保する。1998年までには教育財政を対G N P比5.0%水準を確保する。
- 教育の情報化基盤を助成して教育受容者が教育プログラムを選択する際に必要な情報を提供して、自律化に対する教育の質管理のために総合的な評価及び教育情報融通体制を構築する。
- 教育法を初めとして教育関連法令を21世紀に合うように整備すると同時に、各種規定が緩和されて、単位学校が自律と責任に基づいて運営される。
- 地方自治団体の教育に対する責任制と教育の専門性が均衡を持って伸張されて、地方教育自治への住民の参加が拡大される。
- 情報化時代にあった職業・技術教育体制が運営されるよう効率的な国家の管理体制を整える。
- 教育が固定された体制ではなく、社会の他のいろいろな領域と有機的な関係のある一つの体制として把握されて社会諸般領域との相対的な連携の中で発展する。

### 3. 新教育体制樹立のための教育改革の推進原則

#### 教育改革の推進原則

教育の容易性（수월성）を伸張するために各級学校運営に自律と競争の原理を導入する反面、疎外階層と地域のためには均衡性が確保されるようにすることによって体系的な評価を通じて教育の質が管理されるようにする。

- 各級学校：各級学校は自律を土台に、良質の教育サービス産出のために競争するよう誘導する。

○学生と学父母：学生と学父母は十分な教育関連情報に基づいて、適正と能力にあった教育プログラムを選択できるようにする。

○教員：教員は教育改革の主体として現場からの改革に積極的に参加することによって、現場を変化させる。また、教員は次世代を育成することにおいて次代の変化を予見して、未来を予測する先見者的役割を遂行するようにする。

○政府：政府は各級学校教育の質を評価・支援してその結果を提供して、教育情報融通基盤を構築して、公・私立間、社会階層間、地域間均衡性を向上させる。

○社会各部分：企業は賃金及び雇用慣行を学閥中心から能力中心へ変更する。そして言論・教員団体・社会団体・学父母団体等は教育改革のための意識改革の先導的役割を担当することによって教育条件改善のために積極的に参加する。

2. 新教育体制の目標 (略)

3. 新教育体制樹立のための教育改革の推進原則 (略)

### Ⅲ. 新教育体制樹立のための教育改革方案

#### 1. 開放教育社会、平生学習社会基盤構築

情報化・社会化時代の到来とともに、知識・情報の量は増大・複雑化して、その生産と消滅の周期がととも早くなった。今すべての国民に平生学習機会を保障することは、各個人が人生を成功的に生きるために、切実な事である。従って、誰でも、何時でも、何処でも勉強できる開放教育体制の基盤を構築することは時代的要請である。

このために制度的基盤として何時、何処で個人が履修する課程を評価して、単位として認定して、学位取得もできるようにする単位銀行制、学生が願う時間に勉強できるようにする時間制登録制等を樹立する。これと共に先端通信媒体を活用した遠隔教育体制構築、学生の転・編入学許容、専攻履修単位縮少、学校と社会教育機関のプログラムの多様化等を推進する。

技術的基盤構築のために誰でも、何時でも、何処でも希望する学習資料と教育情報を求められるよう「国家マルチメディア教育支援センター」を設置・運営する。

#### カ. 開放教育体制の制度的基盤構築

- 単位銀行制（Credit Bank System）の導入：いつ、何処でも、個人が客観的に評価・認定された教育課程を履修した場合、学点として認定を受けられるようにして、これが累積されていくことで基準を充足すれば、学位を修得できるようにする単位銀行制を導入する。この制度は新しく設置される「教育課程評価院」（仮称）で管掌するようにする。
- 学校の平生教育機能拡大：大学の教育施設・設備、情報・資料及び教育プログラムを一般に開放して、現場経験者の入学機会を拡大して平生教育に貢献するようにする。初・中等学校の場合には放課後学校施設・設備を開放して「地域社会文化センター」としての役割を遂行するようにする。
- 時間制学生登録実施：学生が必要に応じて時間制（part time）で登録できるようにして、職場と学校を連結させて、また一つの教育機関が互いに連結されるようにする。このために単位の登録制、定員の自律的運用、卒業年限の延長等がともに推進されるようにする。
- 教育プログラムの多様化：各種教育機関内（学校、社会教育機関、遠隔教育機関）教育プログラムを多様性を持って運用して、教育需要者（学生、職場人等）が願うプログラムを選択できるようにする。また、多様で特性のある教育機関が多く出現するよう、競争による教育の質向上が成り立つようにする。
- 学校の転・編入学許容：大学の編入学を容易にして、高等学校（一般系、実業系と特殊目的高等学校）間の転学を許容して、学生が自分の進路選択に応じて勉強できるようにする。
- 最小専攻認定単位制導入：大学学科間の壁を低くし、学生がある学科に属したいと願えば勉強（専攻）をいろいろ変更できるように、専攻認定単位を総履修学点の1/4-1/6水準に大幅に下げる。
- 農漁村の教育場化：先端マルチメディアを活用する遠隔教育を通じて、農漁村でも良質の教育を受けられるようにする。また、一つの農漁村地域に教育情報基盤施設を優先的に拡充して、寄宿舎のある大学を積極誘地して、地域別拠点優秀学校を育成・支援して、農漁村を教育場化する。
- 女性及び老人の再教育機会拡大：先端マルチメディアを活用する開放教育体制を通じて、女性のための情報産業関連職業・技術に関する再教育機会を拡大して、老人のための福祉プログラムを提供する老人教育を活性化する。

○成人学習者の多様な教育要求受容：社会適応教育、職業・技術再教育、成人教養教育、父母教育、教員研修等遠隔教育非学位課程を開設して、成人学習者の多様な教育要求を受容するようにする。

○遠隔教育支援体制構築：総体的に費用が少なくして効果的な先端媒体（CATV、PC、VTR、CD-ROM、VOD）を教育的に最大限活用して教育の質を向上させ、すべての地方に教育の機会を拡大すると同時に、教育財政の圧迫要因を減らすようにする。多様な教育受容者の必要に反応する水準の高い多様な教育プログラムを提供する。

遠隔教育の実施で複式授業を解消して、農漁村でも質の高い教育を受けられるようにする。また、障害者（聴覚障害者、肢体不自由者等）は家で希望する勉強できるようにして、零細民等も家で職業、技術を学べるようにする。

○新大学の試験運用（下半期推進課題）：試験的に導入された新大学は新しい形態の2-4年制産業技術高等教育機関として、単位銀行制を通じて在宅教育と職場での教育をあわせて、誰でも、何時でも、何処でも職業技術教育を受けることができる開放教育制である。

ナ．開放教育体制の技術的基盤構築：「国家マルチメディア教育支援センター」（仮称）設立

○「国家マルチメディア教育支援センター」（仮称）設立：学校教育、社会教育、職業・技術教育が情報工学的に連携されている開放教育体制の総合的支援のための「国家マルチメディア教育支援センター」（仮称）を設置する。

－目的：このセンターでは活用可能なあらゆるマルチメディア学習資料を開発して、相互連携して誰でも、何時でも、何処でも希望する学習資料を求められるよう支援する。

－性格：情報提供機関として設置する。

－機能：教授-学習及び職業訓練のためのCD-ROM等、各種マルチメディアソフトウェアの開発支援、電子形態の学習資料の公募・購入と公開、紙もの類の学習資料の電子化及びデータベース化（DB）、教育・訓練のための国・内外の情報資料の所在把握及び提供、単位銀行制導入による多様な教育プログラム開発・提供、人工衛星・CATV・超高速情報通信網等伝達体系の効率的な教育的活用方案考究、マルチメディア関連教師研修、関連部署遠隔教育事業の合議・調整等である。

○「教育情報化推進委員会」構成：同センターの設立準備のため。大統領直属の諮問機構として「教育情報化推進委員会」（仮称）を関連部署（教育部、情報通信部、労働部、通産産業部、文化体育部、科学技術庁、公報所等）、関連学会（教育（工）学、情報工学等）、関連産業体、言



論系統の代表で構成して一次的に運営する。

## 2. 大学の多様化と特性化

画一的な大学体制、研究を活性化させない条件と風土、勉強をしなくてもできる学事運営、効率的大学運営を妨害する各種画一的政府統制等で、大学の質的水準が世界水準に大きく達していない。

社会化分野が要求する多様な資質と能力を持った人力を培養できるよう大学モデルを多様化して、特徴化するようにする。それだけでなく、大学の定員と学事運営を自律化して、設立基準を多様化して、この準則に従って学校設立ができるようにする。

大学教育の質的水源性を向上させるために、世界水準の先端学術情報センターを設立して、世界水準の研究が可能となるよう支援を強化し、大学評価に応じた差等行・財政支援体制を確立する。

### カ. 大学の多様化と特性化

○大学の多様化と特性化：社会各分野が要求する多様な能力と資質を持った人材を養成するのにあった多様なプログラムで交際された大学モデルを大学自らが自律的に設計、運営するよう誘導する。そうして、各地域の特殊性に合わせるよう大学を特性化して、多専攻・複合学問研究が可能になるよう、最小専攻認定単位制（総履修単位の1/4-1/6）を導入する。

#### \*大学モデルの例

- ①学者になろうとする学部課程学生の為には、特定学科の所属しないで学生が自立的に教育を受けている大学（アメリカのUnivercity College）
- ②社会が要求する分野の管理者によって、数個の学問分野を複合的に構成して、全専攻するようにする大学（例：イギリスのオックスフォード大学のPPE（哲学、政治学及び経済学）、EEM（機械工学、経済学及び経営学）
- ③特殊分野専門家養成（建築学等）に必要な専門教育に比重を置いている大学
- ④音楽と美術、演奏、批評等の芸術教育においてその特徴に応じた多様な教育課程を運用する大学
- ⑤産業現場に従事する技術者養成のための現場と連携した教育プログラムを運用する大学
- ⑥学生は学部または学科に所属しているが、専攻履修単位を総履修単位の1/4-1/6水準に最小化して、学生が希望すれば他の専攻・複合学問研究が可能となる大学等。

○世界化・情報化専門要員養成のための単設専門大学院設置：現場中心の実務と理論を兼ね備え

た世界化・情報化（例：情報通信、通商外交、デザイン等）専門要員を要請するために学部のない別途の専門大学院を設置できるようにする。

\*通商外交専門家養成を目的とする専門大学院では、外国語だけを使用して教育することができる。

#### ナ. 大学設立、定員及び学事運営自立化

○大学設立認可制から準則主義への転換：画一的な学校設立基準をやめて、学校の設立目的と学校の特性に応じて学校設立基準（施設・設備、教員及び適正財政規模等）を多様に規定して、一定基準を充足すれば学校を自由に設立できるようにする。大学設立準則主義は1996学年度から施行されて、非首都圏地域から段階的に実施する。但し、制定された学校設立に関する準則は次の原則を反映するようにする。

\*準則主義を通じて良質のプログラムを持った、小規模の特定化された多様な大学が設立されるようにする。

##### 一 準則主義導入の原則：

- ①国家教育政策の全体的構造と相応しなければならない。
- ②学校設立基準はすべての学校が充足するようにする最小の基準に他ならなくて、学校が追究しなければならない質的改善の目標（基準）は評価機構で提示される。
- ③政府は各学校で「学校憲章」を自律的に制定・提出するようにして、「学校憲章」の履行の可否を大学評価の対象と見なしている。
- ④学校法人が新しい学校を設立しようとする場合には、別途の新しい施設・設備、教員及び収益用基本財産、等を確保しなければならない。既存の学校施設・設備、教員及び収益用基本財産等は重複して使用できない。

一 「準則案制定委員会」構成：この細部推進事項は高等教育機関の役割と機能、教育の質管理等の側面を十分に検討して樹立され、「準則案制定委員会」（大学関係者、産業界代表、法律専門家、学父母、教育行政家、関連部署等で構成）で上記原則によって法定基準を準備する。

\*「学校現場」には設立理念、教育プログラムの内容と特徴、学校運営の原則と基準（教授採用、定員管理、財政運営と公開等）、学生選抜方式と基準、教授陣の内容と業績、学事管理の基本方針、卒業生の進路等を含むようにして、学生と学父母が大学選択時、参考にできるようにする。

\*準則主義による新しい法定基準が制定されるならば、既存の高等教育機関は一定期間内（例：3-5年以内）に新しい基準を充足しなければならない。

\*各校等教育機関（専門大学、開放大学、4年制大学等）は自由に名称を使用することができるが（例示：○○専門大学→○○大学）、法律的区分は維持される。

○大学定員及び学事運用の自律化：大学評価と連携して大学定員を漸進的に自立化して、学事運営を大学自律に結びつける。学位の公信力及び国際的通用制を提高できるよう準則主義によって新設された大学については学位認定制を導入する。

\*大学定員の自律化は1997学年度から施行されて、非首都圏地域から段階的に実施する。

\*医大及び薬大等、医療人材養成大学の定員規模は関係部署と協議して決定する。

#### タ．学術研究の一流化

○研究の世界化：大学の研究水準を世界一流の水準に変えていくために外国碩学との共同研究支援を画期的に拡大して、世界碩学と共同で編集する韓国主導の国際学術誌発行を支援する。優秀な教授要員を大幅に確保して、特に理工系の実験・実習機材を現代化・先端化して学問と科学技術創造の産室としての大学の役割が可能になるようにする。同時に、大学間相互の競争風土助成とともに協力体制が構築されるようにする。

○先端学術情報センターの設置：教授が何処であれ国内・外の重要な学術資料及び情報を研究に活用できるようにし、世界的な情報データ電算網を国内各大学の図書館とネットワークを連携する世界的水準の先端学術情報センターを設立する。このために、政府は大学別に専門分野について特性化されたデータベースを構築するよう支援する。このセンターは人文社会系、理工系及び芸術系等全領域を含めてすべての学術情報を総合管理するようにする。

\*アメリカの国会図書館のように大韓民国国会に設置する法案を検討

○大学評価及び財政支援連携強化：

ー評価と財政支援連携強化：大学教育の自律化を追求する反面、大学評価を強化して、その結果に応じた財政支援が連携されるようにする。個別大学は毎年自体評価を実施するように誘導する。そして3-4年周期で大学研究及び人材養成に対する総合評価と、1-2年周期で教育受容者の大学満足度調査及び大学の特性化された領域について分野別評価を該当大学以外の機関（例：政府、大学教育協議会、産業界、学生・学父母等）によって実施する。

大学の自体評価と該当大学以外の機関による評価結果を考慮して財政を差等支援して、支援単位を大学から系列又は学部（又は学科）単位へ転換して集中支援することで大学の多様化・特性化を誘導する。

一研究と財政支援連携強化：政府の大学財政支援を教授研究費と連携して実施することで、大学として優秀な教授を競争的に確保するよう誘導する。そのために、政府が教授に研究費を支援する場合、教授には研究費を支給して、彼が所属する大学には彼の研究費水準の間接費を支給する。

一財政・会計管理制度改善：大学財政運営の自律性と融通性を高める反面、予・決算を義務化する。

#### ラ．大学の国際化

○国際関係専門人力養成：国際関係専門要員及び地域専門家養成のために専門大学院を設置して、国際地域研究が活性化されるよう支援する。そして、国際関係専門人力に対する情報をデータベース化して、必要な専門人力を効率的に活用するようにする。

○外国人留学生政策改善：政府招請外国人留学生の数を増やして、これに対する財政支援を拡大する。外国人留学生のための韓国語専門研修を強化する。外国人留学生が多い大学の場合、外国人留学生業務専担機構を設置するようにする。

○高等教育機関の海外進出支援：海外公民密集地域（日本（大阪）、米国（L.A）等）にわが国の大学の分校設立を支援する。

○韓国文化正体制確立：韓国人として民族的誇りと正しい国家観を持つよう、韓国文化を大学（初・中等学校包含）教育課程に忠実に反映するようにする。すべての学生が韓国伝統文化芸術を内部で少なくとも1種類だけでも修得するよう教育する。韓国文化を外国人に正しく理解させ、海外同胞と在外韓国人たちの文化的現代意識を強化するために、衛星通信を利用して韓国文化に関する遠隔教育を実施する。

### 3．初・中等教育の自律的運営のための「学校共同体」構築

現在初・中等学校では学校運営の自律性が不足して、学父母の学校運営への参加が不十分で、単位学校の自律的価値が成り立っていない。教育の住民自治精神を具現化して、単位学校の自律性を拡大して学校教育の効果を極大化して教職員、学父母、地域社会人代表等が自発的に責任を持って学校を運営する「学校共同体」構築を実施する。

単位学校の教育自治を活性化して、地域の実情と特性にあった多様な教育を創造的に実施でき

るようにする単位学校別「学校運営委員会」を構成・運営するようになる。

また、学校共同体が希望する教育者（校長と教師）を招聘して、「優れた私達の学校」をつくれるようにする制度的装置の一つとして「校長及び教師招聘制」を一部学校で実施する。

- 「学校運営委員会」設置：学校共同体中心の教育運営を活性化するために、国・公立初・中等学校に「学校運営委員会」を設置・運営する。

－構成：学校運営委員会は教師を含んだ教員、学父母、地域代表、同門代表、教育専門家等で構成される。

－機能：

①審議：予算及び決算、選択教科、及び特別活動プログラムの選定、学校憲章又は学校規則の制定等に関して審議する。

②議決：同委員会は「校長推薦委員会」又は「教師推薦委員会」を構成・運営して、学校発展基金の助成及び使用を決定して、地域社会寄付金徴収及び管理業務を担当する。放課後教育活動の実施可否と費用を決定して徴収する。

③諮問：その他学校運営諸般事項に関する諮問をする機能を遂行する。

\*私立学校の場合には委員会の設置を勧奨して、その機能は学校運営諸般に関する諮問に局限するようにしている。ただ「学校運営委員会」を設置する私立学校の場合、この委員会で寄付金を受けて学校発展基金を設置・運営することはできる。

- 「学校長招聘制」試験実施：一部学校に限って「学校長招聘制」を試験実施して、教育受容者である学父母等が願う校長を招聘できるようにする。学校長招聘制の実施方法と招聘校長の資格基準は市・道教育監が地域実情を考慮して決定する。

管轄教育庁は学校で定めた招聘条件によって候補者を公開募集して、「学校運営委員会」が推薦・構成する「学校長推薦委員会」はその学校に応募した校長候補者の中から学校経営者としての指導力と専門性、学校経営構想等を評価して、最適任者2名（優先順位明記）を選定した後、任命権者に任用提請する。

招聘された校長については延任制限を適用しない。

\*1996年度から校長任期が満了になったり、定年や公職になった国・公立学校を対象に実施して、私立学校についてはこの制度の実施を勧奨する。

- 「教師招聘制」試験実施：「学校長招聘制」によって任命された学校長は個別学校教師定員の20%範囲内で、学校の多様なプログラム運営に適合する教師を招聘できる。管轄教育庁は学校

で養成した招聘条件に従って推薦者を公募して、基準に適合した資格を所持した教師が応募するようにする。学校長は該当学校に応募した教師候補者の中で「学校運営委員会」の諮問を受けた最適任教師を選定して、任命権者に任用申請するようにする。

「学校長招聘制」を実施していない学校は「学校運営委員会」で個別学校教師定員の20%範囲内で教師を招聘できる。教師招聘方法は「学校招聘制」学校で実施する「教師招聘制」に準じて、「学校運営委員会」で学校長の諮問を受けた最適任者教師を選定する。「学校運営委員会」は必要時「教師推薦委員会」を構成・運営することができる。

ただ、「教師招聘制」の試験実施方法と招聘教師の基準等は市・道教育監が地域の実情を考慮して決定する。

#### 4. 人格及び創造性を涵養する教育課程

急激な産業化による物質万能主義、産業的大衆媒体と有害環境等が複合的に青少年の非行と脱線を増加させている。また、入試依主の暗記教育が画一的評価体制で個人の特性と多様性が無視されて未だ均衡化された人間だけが養成されている。このような社会的・教育的問題を解決するために、人格と創造性を養成する教育が強化されなければならない。

学校級別によって体系化された人格教育を実施して、知識中心の道徳・倫理教育を実践中心の教育に改善して、学生のすべての活動事項を「総合生活記録簿」に記載して、学生選抜自薦講師料として使用するようにする。そして、家庭教育と連携して幼児教育から人格教育を強化して、マスコミの教育的機能を強化するようにする。

学生の多様性を教育課程の編成と教育方法を通じて創造性を伸張して、自己主導的学習態度を涵養して、情報化時代の開放教育社会の中で生きることと学ぶことを一緒に楽しめるようにすると同時に、自己実現が最大限行われるようにする。

##### カ. 実践中心人格教育強化

○学校級別の人格教育の実施：学校級別に学生の発達水準に合わせるよう体系化された人格（道徳性、社会性、情緒等）教育を実施して、また正規教科全体に含ませて実施する。

－幼稚園－国校3年：礼節、基礎秩序（共通秩序）共同体意識教育等強化

－国校4年－中学校：民主市民教育（人間尊重、公共法秩序、合理的意志決定等）強化

－高等学校：世界市民教育（他文化の正しい理解、平和教育、外国旅行エチケット等）強化

○人格教育方法の改善：知識中心の道徳・倫理教育から抜けて、対話、討論、相談、社会奉仕等の実践的活動を通じて、民主市民倫理を内面化して、全教育科目にかけて道徳・倫理教育が具

現されるようにすることで学校を道徳的雰囲気へ転換させる。新しい情報化・世界化時代にふさわしい情報倫理と環境倫理、そして平和愛護と人類愛の精神に関する内容を強化する。

- 青少年修練活動と奉仕活動の「総合生活記録簿」への反映強化：野営場及び修練院施設を拡充して青少年の団体修練活動を活性化して、集团的遊びプログラムを開発して協同的問題解決を通じて多様な実践学習経験を提供する。放学中、他学年集団野営活動を実施して共同体意識及び問題解決能力を養成させる。

青少年個人又は団体修練活動と学内・外支援奉仕活動の内容と参加時間を「総合生活記録簿」に記載管理することを義務化して、上級学校進学時反映されるようにする。

- 幼児教育において人格教育強化：幼児の基本生活習慣を育てるために礼節・秩序等実践中心教育を義務化して、家庭教育との連携の中で人格教育が成り立つよう正しい子女教育方法に対する学父母教育を強化する。そして、オリニチップ、ノリバン等保育機関の幼児教育機能を活性化して有効女性人材の活用を増大させる。幼児の発達水準を考慮した多様な幼児教育資料及び教具を開発して、幼稚園と保育機関に補給する。

- 家庭教育との連携強化：人格教育は学校教育だけでは限界があって、家庭教育との連携の中で人格教育が成り立つようにする。各種社会団体、企業体等の教育及び研修プログラムで父母役割を訓練、子女人生指導、次女の学校生活理解、教育情報及び相談等に関する内容を強化して、言論を通じて人格教育と関連して家庭教育の重要性について持続的に広報するようにする。特に教育放送、CATV等は体系的な父母教育、家庭教育プログラムを個別化して補給するようにする。

- マスコミの教育的機能強化：青少年情緒高揚プログラム製作を勧奨して、青少年有害環境改善及び非行（喫煙、薬物乱用等）予防プログラム製作を積極支援する。また、青少年の人格教育に絶対的な役割を与えるマスコミと淫乱性・暴力性・犯罪正当の有害環境から青少年を保護するため法的・制度的装置を準備する。

ー現在印刷及び映像媒体（漫画、雑誌、ビデオ等）、娯楽誌、PC通信等の淫乱性と暴力性に対する処罰規定が不十分な実情だが、青少年の暴力と犯罪を予防する各種有害媒体から青少年の保護が切実である。青少年に淫乱性・暴力性・犯罪性を刺激する各種有害媒体を生産・流通して受ける利益を環収できる法的措置が準備される。

- ナ．創造性を向上する教育課程確立：学生の適性と能力に応じた多様な学習をすることができるよう、教育課程を次の原則によって改善する。

－教育課程改善原則

- ①必修科目縮小及び選択科目拡大：学生の適性と能力によって多様な学習ができるよう、初・中等学校の必修科目数を減らしてその水準を下げて調整する反面、選択科目数を増やしてこれに対する深化学習が可能になるよう教育課程を改善する。そして、単位学校で教育課程を決定できる権限を拡大する。
- ②情報化・世界化教育強化：情報化・世界化時代に対備して初・中等学校でコンピューター・英語・漢字・世界文化史等を強化する。
- ③水準別教育課程：学生の能力と適性を考慮しない画一的な教育課程運営の副作用をやわらげるために水準別教育課程を編成・運用して、個人の適性と能力にあった教育が可能となるようにする。

－「教育課程特別委員会」設置：上で提示した教育課程の原則のもと「教育課程特別委員会」を教育改革委員会内に構成・運営して、1995年までに教育課程基本骨格を準備する。

○教育課程運営多様化：高等学校の共通必修教科目の数を減らし、その水準を現在高校1年水準に低くする。1学年課程は共通必修科目中心で編成・運営して、2学年からは学生の進路選択と学習能力に応じて希望する科目と水準を選択できるよう多様な選択課程を強化する。このために進路及び教科担当教師、巡回教師、時間制教師、産学兼任教師、複数専攻教師等の制度を活性化して、移動式授業を導入する。

○基礎学力教育強化：基本文解能力と意志疎通能力形成のために国語（読むこと、書くこと、話すこと等）教育を、そして問題解決力形成のため脱教科書の読書教育を強化する。

○教科書製作改善：教科書の執筆と発行に関して、教育部と教育庁は概括的基本指針（探求中心の教科書開発等）によって維持して、教育界及び関連専門家集団の専門性が自由経済の原則を通じて教科書執筆と製作に投入されるようにする。

教科書の選択は各初・中等学校に設置された「学校運営委員会」の審議をもとに、単位学校水準で行われるようにする。そして、情報化時代に対備してCD-ROM等電子図書の発刊も推進する。

\*従来の教育課程の周期的改定をなくし、随時教育課程を改定できるようにする。

タ．個人の多様性を重視する教育方法確立：



○自己主導的（Self-Directed）学習能力形成：教師と教科書中心の画一的な注入式教授－学習方法から脱皮して学生が中心となった討論学習、探求学習、実験及び実習学習、創造的問題解決学習、「学習する方法の学習」等を定着させる。

自己主導的学習が可能になるよう教科書内容を改善して、教科の特性を反映できる教育方法を研究・開発して適用する。そして、学校ごとマルチメディアを備えた図書室を拡充して学生自ら学習できるようにする。

○個別化学習（Individual-Paced Learning）の強化：学生が自分の能力発展程度と学習進度によって、先端技術を活用した新しい形態の個別化された教授－学習を通じて学生個人の潜在能力開発が拡大化されるようにする。

○先端情報通信技術を通じた教育：先端情報技術を活用する遠隔教育を、マンツーマン教育の補助装置として積極活用する。学習に必要な各種各種補充・深化材料及び情報に接近できるようにして、学習不振学生には補充学習が、優秀学生には深化学習が可能となるようにする。学習者たちが視・空間的制約を脱して、国内と全世界の科学者、専門家、教育者、学生等と直接接触できるようにする。

○個人の興味と適性を考慮した教育：学習者が自分の興味と適性に応じて学習できる教育用ソフトウェアを十分に開発して、個別学校で活用できるようにする。

○放課後教育活動活性化：各級学校の学校運営委員会は放課後学生の興味、趣味及び学校施設と地域特性に合わせた各種教育活動を受益者負担で運営できる（例：ピアノ、コンピュータ、礼節教室、外国語等）。費用の負担はその教育プログラム運営において要求されている最小限の必要経費に限って、別途会計で運営できる。

放課後教育活動の指導教師は希望する教員、教員発令待機者又は特定技術・技能保有者等を契約・雇用したり、学父母及び地域社会人材（産業界役職員）を名誉教師として委嘱して活用できる。また、大学や各種社会及び奉仕団体の協力を受けて、教育プログラムを運営できる。

○特殊教育と英才教育の強化：障害学生たちが障害の種類と程度に適合した教育を受けることができるよう、特殊学校の設立を拡大する。そして、一般初・中等学校特殊教育プログラム運営を強化する。

各分野別英才を判別できる科学的な道具を開発・適用して、英才を早期に発見するようにして、英才が英才として教育を受けられるよう正規学校内の英才教育と英才教育機関を通じた英才教育を活性化して、研究所又は大学の「英才教育センター」の設置・運営を支援する。

## ラ．世界化教育及び外国語教育強化

○世界化教育実施：学士課程学生の海外研修及び留学機会を拡大して、単位交換制度、姉妹血縁等を通じて学生交流を活性化する。PC通信、インターネット、人工衛星等を通じて外国学生との交流及び学術交流を奨励・支援する。世界市民の資質を慣用するため各級学校教育及び社会教育で国際理解教育と平和教育を強化する。

### ○外国語教育の強化

－外国語教育内容の改善：外国語教授－学習を文法中心から会話中心に変えて、学校での評価と修了試験で会話能力評価比重を高くする。先端メディアを活用する教育方法を導入して、「教室英語」の活性化をして、英語時間に英語教師ができるだけ英語のみを使用するよう勧奨する。

－外国語教育支援体制改善：外国人教師を積極活用して、外国語教師の外国語能力を向上させるため国・内外研修機会を拡大する。そして、外国語教師の外国語能力に対応する待遇（募集、国内・外研修等）をして、外国語専用CATVを新設するようにする。

－外国語教育機会拡大：1997年から国民学校3学年より英語を教え、高等学校で第二外国語の選択が実質的に可能となるよう、巡回教師制を拡大する。

## 5．国民の苦痛を減らす大学入学制度

現行大学入試制度は画一化された暗記中心の入試準備教育を助長し、人格教育は学校現場で消えている。過熱課外現象で学校教育の空洞化現象が起っていて、学父母の私教育費負担は加重になっている。

国・公立大学は国家が提示する基準に応じて学生を選抜し、私立大学は初・中等教育の正常化、国民の私教育費負担縮小等の原則下に、学生選抜基準と方式を自律的に定めて、学生を選抜するようにする。

そして国・公立大学は必須選考資料として「総合生活記録簿」を使用して、選択選考材料として修了試験、論述、面談、実技等多様な選考基準によって学生を選抜することで学校教育の正常化を誘導して、過熱課外を緩和するようにする。

○大学入学制度改善原則：国・公立大学は国家が提示する基準にしたがって学生を選抜して、私立大学は大学が自律的に定める基準によって選抜することを原則とする。

○国・公立大学の学生選抜制度：国・公立大学は、1997学年度から次のような選考資料を使用し

なければならない。

- ・ 必須選考資料：総合生活記録簿
- ・ 選択選考資料：大学就学能力試験、論述、面談、実技

\* 大学は必須選考資料（学生生活記録簿）だけでも学生を選抜することができる。

－ 「総合生活記録簿」：総点中心の現行内申制を学生の多様な適性、人格及び高校の共通科目履修成績と進路に応じて履修した選択教科目の成績等を反映する「総合生活記録簿」で代替する。そして「総合生活記録簿」に記録された内容の反映比率と方法等は、大学が自律的に定める。入学選考時各大学は専攻分野に応じて「総合生活記録簿」に記録された内容中特定内容（例：学生が履修した特定教科目成績、特定の特別活動又は奉仕活動等）に加重値を与えたり、特定内容を反映させないことができる。

\* けれども、反映比率においては現行内申反映比率（40%以上）を1997学年度からはまでそのまま維持して、1998学年以後には大学が自律的に定める。

－ 大学就学能力試験：大学就学能力試験の弁別力を高める（例：分項数拡大）。そして共通必修科目が縮小されて選択科目が拡大され新しい教育課程が定着したときには、高等学校選択科目の多様化を反映できるよう改善する。

－ 論述試験：総合的な思考能力を測定して、多様な学問分野に適合した能力を測定できるよう多様に出題できる。

－ 面談（口頭試験）、実技：大学は必要時面談（口頭試験等）又は実技の結果を点数化して選考資料として使用できる。

－ 選考資料活用方法の多様化：選考資料（必修及び選択選考資料）の活用方法（例：反映科目、反映比率、加重値付与、多段階選抜等）は大学別・学科別特性を生かすようにする。

\* 1997学年度より国・公立大学は現行国・英・数中心の大学別考査を実施できない。

○ 私立大学の学生選抜制度改善：私立大学は1997学年度から自律的に学生選抜基準と方式を定めて学生を選抜して、次の3種類の原則を尊重するようにする。

- ①初・中等教育正常化が成り立つようにしなければならない。
- ②国民の私教育費（課外費）負担を果敢に縮小する方向でなければならない。
- ③各大学は学生選抜方式と基準を可能な限り早い時期に予告して学生、学父母が十分に準備できるようにしなければならない。

\*政府は大学が自立的に定めた学生選抜基準と方式が信頼性を持つよう誘導して（例：大学評価自学性選抜基準と方式等も評価して、その結果を行・財政支援と連携させる等）、その約束の遵守可否を徹底して指導・監督する。

\*各大学は高等学校での教科選択幅が拡大されるにつれて、学生が自分の進路選択にあった教科目を選択できるよう学生選抜方式を専攻分野別（学部又は学科等）で多様化できるようにする。

- 国・公立及び私立大学の学生選抜共通事項：原則的にすべての大学は定員及び学事運営自立化と連携して学生を年中何時でも募集できる。大学が一定期間に募集する場合には選抜日程を分けて実質的な複数志願が可能となるようにする（例：総点制又は面接日数予約制等）。

\*産業体勤労者等に対する入学志願時優待、農漁村学生地域割り当て制を積極勸奨する。

- 進学情報センター運営：学生及び学父母の学校選択を助けるために、新しく新設された「教育課程評価院」（仮称）に進学情報センターを設置・運営する。センターはすべての大学の「学校憲章」、大学評価と結果、各種教育関連情報、職業・職種情報等をデータベース化して、国家教育情報網を通じて各地域及び個別学校に提供するようにする。

- 「総合生活記録簿」導入：現行「15等級制」中心の内申制度を学校生活を個人別に記録する「総合生活記録簿」に転換して、総合生活記録簿写本を希望する大学に提出して、大学ではそれを入学選考資料として自由に活用する。

新しい総合生活記録簿の体制は、次の原則と構成要素を考慮して開発・施行される。

－「総合生活記録簿」の開発・施行原則

- ①従来の相対評価から達成基準評価へ転換する。
- ②教科別達成水準と席次は記録され、専攻と総点に対する全体席次は記録しない。
- ③総括評価機能だけでなく診断・形成評価機能を担当するようにする。

－「総合生活記録簿」の構成要素：新しい総合生活記録簿中には学校で履修したすべての教科目の達成水準と席次、教科別細部能力及び特記事項、特別活動、団体活動、奉仕活動、資格証獲得、各種大会参加及び入賞実績、性格及び品性等を詳細に記録して学生の学校生活が総

体的に表れるようにしなければならない。

- \*高等学校学生の場合、個別学生の進路に応じて選択できる選択教科目の数が必修科目の数より多くなって、「総合生活記録簿」に記録された履修教科目は学生によって異なっても良い。
- \*「総合生活記録簿」は1996年から初・中等学校の全学年に同時実施する。
- \*1998学年度までは過渡期的に現行生活記録簿と新しい「総合生活記録簿」を一緒に使用して、1999学年度からは「総合生活記録簿」だけを使用する。
- \*内申反映比率を自立化する場合、大学入学専攻時、農漁村学生地域割当制（quota制）の実施を政策的に誘導する。

## 6. 学習者の多様な個性を尊重する初・中等教育運営

画一化された学校教育体制と学生選抜方式は学生の多様な潜在能力開発を妨害している。新しい形態の多様で特性化された高等学校が設立できるよう、高等学校設立準則主義を導入する。学校評価結果と行・財政支援の連携を強化して教育の質が向上するようにして、初・中等学校学生選抜方式を改善して、学生に学校選択権を付与する。

### カ. 中等教育の多様化と特性化

- 高等学校類型の多様化：学校施設・設備基準を学校の特性に応じて多様化し、高等学校設立の準則主義を施行して、多様な形態の高等学校が設立できるようにする。そうして新しい形態の特性化された高等学校（例：国際校、情報校、デザイン校、学習不振者専担高等）が可能となるようにする。そして、定員範囲内で学群内一般系、実業系及び特殊目的高等学校間の転学を認める。
- 芸術教育の特性化：芸術系学校は学校特性に応じて教育課程を多様に運営できる。学校設立の準則主義によって、多様な形態の芸術系学校が設立できるようにする。

### ナ. 初・中等教育の質向上

- 教育条件の改善及び状況均質化：2部制授業を早期に完全に解消して、過密学級と過大校問題を解決する。教授－学習に必須的に要求される学校基本施設（特別教室、便宜施設、衛生施設等）と教育用教具・設備及び機材を拡充して教育条件の向上均質化を意図する。そして老朽学校建築は学生の安全を意図して、多様な学習活動が可能となるよう現代式建物に改築する。

○評価と行・財政支援連携で教育の質向上：学校教育の質的向上のために学校間の競争を誘導するため初・中等学校に対する評価を実施する。学校評価は教育課程運営を始め教師と学生等の領域が含まれるようにされて、評価原則と基準、方法等は新設された評価専担機構で別途に準備して実施するようにする。学校の評価と行・財政支援の連携を強化して教育プログラムを多様化・特性化して、教育の質向上等に追求努力を多くする学校に優先支援する。

\*学生選抜方式が先複数志願、後推薦へ転換されて、学校評価時に学生志願率が評価事項に含まれるようになった。

#### タ．初・中等学校の学生選抜方式改善

○国民学校入学年齢弾力的運営：満6歳となっていなくて、国民学校に入学できない規定を改定して、満5歳児の場合にも学父母が希望して、所定の身体検査及び能力検査結果就学能力があると判定を受ければ、学校の収容能力範囲内で就学が可能となった。

○中学校選択権付与：学生に学校選択権を付与するために、1996学年度から中学校の学群内希望校を複数申請を受けて抽選・配呈する。必要な場合、市・道教育監が学群を調整できる。

○一般系高等学校選択権付与：学生に学校選択権を付与するために平準化地域の一般系高等学校は、1996年度から学群内先複数志願、後推薦方式によって学生を選抜する。市・道教育監は学生の学校選択権を広げる方向で学群を広域化する。

1998年以後、大学教育の多様化・特性化がある程度定着されて大学入学選考制度が多様化されて、市・道教育監が判断すれば、建学理念を明確にして、政府の財政支援のない財団転入金及び学生納入均等で運営・維持できる「自立系私立学校」に対する学校選択権を付与する。

ただ、「自立系私立高等学校」が学生を選抜するときは、中学校「総合生活記録簿」と面接又は実技試験を基準に、まず入学定員の1.5倍をとった後、総点によって最終選考をしなければならない。この際、学生志願範囲は市・道水準である。

○特殊目的学校学生選抜方式改善：特殊目的学校（例：体能中学校、及び特殊目的高等学校）の現行学校別筆記試験選考は1997年から廃止する。特殊目的学校の学生選抜時使用する選考資料は「総合生活記録簿」と面接試験及び実技試験として、学校の特性によって「総合生活記録簿」に表れた特定科目の成績等に加重値を与えて選考できる。特殊目的学校については設立目的のように教育課程を運営するよう誘導して、教育課程を変則運営する場合（例：大学入試中心教育等）にはその指定を解消する。

\*新しい「総合生活記録簿」は1996学年度から初・中等学校全学年に同時に実施され、現生活記録簿には記載されない。1998学年度までは過渡的に現行生活記録簿と新しい「総合生活記録簿」を一緒に学生選抜資料に使用して、1999学年度からは「総合生活記録簿」のみを使用する。

## 7. 教育供給者に対する評価及び支援体制構築

現行各種法規によれば、画一的な規制は教育関係者の教育発展のために積極的参加と創造的努力を妨害している。また、各級学校教育の質管理ができるようにする評価及び支援体制が確立されていない。教育受容者（学父母、学生）に学校選択と進路選択に必要な情報を提供してくれない各級学校の教育課程運営及び学生選抜に必要な資料提供も不十分なのが実情である。

学校が自立的で創造的に教育の質を向上させて、良質の多様な教育サービスを提供できるよう各種規定を最小化するために「規制緩和委員会」を設置・運営する。

教育課程及び評価専担機構を設置して教育課程開発・評価と共に学校及び学校運営を評価・公開して、評価結果と行・財政支援との連携強化を通じて教育機関の責務制を協調することで、教育の質が向上するようになる。

### カ. 「規制緩和委員会」設置

○「規制緩和委員会」設置・運営：学校設立・運営教育課程運営、学生選抜等に対する規制を最小化して教育関係者（学父母、教員、学校設置経営者等）の創造的な努力と積極的な参加が成り立って、教育の質が向上するようにするために、規制緩和委員会を教育部に設置・運営する。

－「規制緩和委員会」の構成：公益を代弁することができる専門家と規制対象者（教員、学生、学父母）を中心に「規制緩和委員会」を構成・運営する。

－「規制緩和委員会」の機能：この委員会では規制緩和対象を把握して、体系的な規制緩和方案を樹立・提示して、また教育と関連した規制に対する異議申請を受けてその適正性可否を検討して、是正の可否を決定する。そして、新規規制を準備する場合、その相当性を審査して規制の条件と基準が最小化するようにする。一定周期に「規制白書」を発刊して規制の内容と規制緩和計画及び質的等を国民に公開する。

### ナ. 教育課程及び評価専担機構の設置

○「教育課程評価院」（仮称）設置・運営：国家水準の教育課程を開発して、教育機関の責務制を高めて、公信力が高い多様な評価情報を提供してくれるよう「教育評価院」（仮称）を設置す

る。

- －「教育課程評価院」の構成：教育課程及び評価関連専門家（常任及び契約式）中心に構成して、管理要員は最小化するようにする。この機構の中には高等教育と中等以下教育担当部署を分離しておく。
- －「教育課程評価院」の機能：新設された「教育評価院」は次のような業務機能を持つようにする。

- ①初・中等教育分野：各級学校教育課程開発及び評価、学年別・教科別学業成就度評価、初・中等学校の学校評価、大学数学能力試験管理等に関する業務
- ②高等教育分野：国内・外の著名な専門家で構成された評価担当機関を運営して、他機関の大学評価業務支援、単位銀行制の運営とこれによる学位検定及び授与、学位認定基準設定等に関する業務。
- ③評価の公開等：各級学校教育の質管理に必要な評価情報及び資料の公開、評価と行・財政支援の連携に関する政府の業務支援

## 8. 品位ある有能な教員の育成

現在過度の予備教員養成と専門性が不十分で教職に対する社会的評価が低いだけでなく、勤務条件と処遇が不十分で優秀な人力を教職に維持することが難しい。

未来社会の主翼を育てる有能な教員を養成・維持して、教員が高い誇りと使命感を持って教育活動に専念できるような教員養成及び人事制度改革が切実となっている。

教員の専門的資質を高め、優秀な教員を確保するために教師の役割を更に専門化して、研修を活性化させる。また、主担授業責任時数制を導入することで、実質的に教員の処遇を図るようにする。同時に、能力中心の人事制度を確立して、段階的に勤務条件を向上させる。

### カ. 教員養成及び研修制度改革

- 教員養成機関教育課程改編：教員の専門性を伸張して教授能力を向上させるために、学校現場と連携した教員養成教育課程に改編する。また、中等学校の小規模体制と国民学校教科専担制拡大に対備して、複数専攻制を積極勧奨する。
- 教員任用制度の改善：新規教員任用制度は現場教育能力を重視する方向へ改善する。現行「国・公立学校教員任用考試」を改善して、客観性依存試験をやめて、主観式試験中心へ転換する。また、私立学校の新規教師任用は公開選考によって選抜・任用するようにする。



○教員研修強化：教員の専門性を継続的に形成させるため、一定周期で研修を繰り返し受けるよう強化する。研修効果を高める方案の一つに先端情報通信工学を活用した遠隔研修も実施する。大学院で習得した担当教科関連学位と、社会教育機関の専門課程（コンピュータ、外国語、専門技術等）履修結果等を一定基準によって一般研修と代替できるようにする。そして累積された研修結果を教員の人事と募集に反映する。

○教員の研修機関選択権付与：教員の一般及び資格研修教員が研修機関を選択できるようにして、研修機関の競争を通じて研修の質が向上するようにする。

#### ナ．能力中心昇進・募集体系への改善

○能力中心の昇進体系準備：学校経営の結果を総合的に評価して能力のある教員が優待されるよう昇進基準を再調整して、能力中心の昇進体系を準備する。

○仕事の量と難しさに合わせた差等募集：初・中等教師の主担責任授業時数を設定して、責任授業時数以上の授業を担当する教師、学級担任を受ける教師等について別途の手当てを支給して人事にも反映する等教員募集体系を合理的に改編する。

#### タ．教師の研究環境と効率的勤務条件組成

○特別研究教師制導入：研究実績が優れて上手に教えることのできる教員を特別研究教師に選定して、一定期間（例：6-12月）の間国内・外研修機会を与えたり、現場研究に専念できるよう研究費を支援する。

○教科別または学年別研究室拡充：教員たちが研究し、教え、指導することに専念できる教科別または学年別研究室を拡充する。

○公務室事務自動化：情報化時代に応じて教員の業務負担軽減は無論、教育関連情報を学生指導に効果的に活用できるよう教育関連業務を電算化する。

○自律出退勤制（FlexibleTime）：教師の学生生活指導、授業等に支障が無く、教師としての義務（勤務時間、授業、学生指導、校務会等）の範囲で自律出退勤制を市・道教育監が地域実情を考慮して試験的に実施する。

○校長名誉退職制の実施：教員が校長の職にあって、名誉を与えられて退職できるようにして、

教員に対する社会的礼遇を向上させるようにする。

## 9. 教育財政GNP 5%確保（1998年までに）

教育は国家の核心社会資本である。国家の力と富、個人の人生の水準は国民の知的資産によって決定されている。学級あたり40-50余名の学生を黒板と教科書でだけ教育する現教育条件の中では、情報化・世界化時代の要求する教育を実施できない。現在公教育投資規模は教育条件の改善と教育の質を向上させることはできない。それに関わらず私教育費支出は継続増加してGNP 6%規模になっている。それによる所得階層別教育機会の不均衡が深まっている。

1998年まで教育財政GNP 5%を確保し公教育への投資を拡大して、私教育への需要を学校へ吸収して過大な私教育費負担を減らし、地方自治団体の責任と寄与を強化して教育自治が定着するようにする。

○教育財政GNP 5%確保：1998年までに教育財政をGNP対比5%水準を確保する。GNP 5%水準の教育財政確保のため具体的な細部方案を関係部署（国務総理、行政助成室長、財政経済院・内務部教育部・建設交通部次官）で樹立して今年9月までに大統領に報告・確定し、1996年度予算から反映する。

関係部署で論議・決定される事項は次の如くである。

### －教育財政GNP 5%水準確保方案

- ①年次別財源調達計画（'96年教育部予算額包含）
- ②国家・地方自治団体の負担方案等

### －その他教育部門投資拡充のための方案

- ①私教育費の公教育費化のための制度的装置
- ②教育費に対する民間投資誘因策等

### －教育投資所要額推薦

- ①教育計画に応じた新規教育投資所要算定
- ②教育部分投資の優先順位検討

\*政府の教育財政負担算出において、国・公立学校教育の入学金及び授業料等は政府負担ではなくGNP 5%教育財政概念から除外する。